

愛知学院大学学生心得規程 (昭和 28 年 4 月制定平成 14 年 4 月改訂平成 22 年 2 月改訂平成 30 年 4 月改訂平成 30 年 12 月改訂)

(1) 削除

(2) 削除

(3) 集会等に関するもの

- 27 学生団体が課外活動の目的で集会または行事を行おうとする場合は、その場所が学内、学外いずれかであるかを問わず、事前に学生部長に願出て、その許可を得なければならない。
- 28 学生団体が本学の建物・施設・備品等を正規授業以外の目的で使用するときは、使用七日以前に当該責任者より、学生部長に願出て、その許可を得なければならない。
- 29 学生団体が、次の条項に該当する集会を行おうとするときは、その集会の 2 週間以前に責任者より学生部長に願出て、その許可を得なければならない。
 - (1) 普通集会
 - (2) 学生集会
 - (3) 大学祭
 - (4) 新入生歓迎会
 - (5) 卒業生予餞会
 - (6) 特殊集会 (講演会・研究会・討論会・交歓会・展覧会・発表会・演奏会・公演会・映画会・ダンスパーティー等)
 - (7) 合宿及び団体旅行
 - (8) 対外試合または学外集会参加
- 30 学生団体の集会または行事を学外の団体と共催で行おうとする場合は、学外の団体との交渉にさきだち顧問若しくは部長 (その指導機関) の承認を得た上で、次の諸点を明示した書類を具し、学生部長に願出て、その許可を得なければならない。
 - (1) 主導団体名・責任者名
 - (2) 目的
 - (3) 経費分担等の取り決め
 - (4) 行事の概要
 - (5) 日時・場所
- 31 学生部長は既に許可した集会であっても、次の条項に該当すると判断したときはその集会許可を取消すことがある。
 - (1) 法律・政令・条例その他法令に反するとき
 - (2) 学園の秩序を乱すおそれがあるとき
 - (3) 学生としての本分に違反するおそれがあるとき

(4) 掲示等の取扱いに関するもの

- 32 学生の掲示物は、大学の指示する専用掲示板を使用するものとし、その掲示にあたっては学内の美化に反しないよう心がけなければならない。
- 33 学生の掲示物を掲示しようとする場合は、学生部長に願出て、その許可を得なければならない。
- 34 掲示物には、常に団体の名称及び責任者名を明示しなければならない。同一内容の掲示は、原則として七枚以内に限定し、同一箇所への配布は一枚に限る。用紙の企画は B 紙半紙とする。
- 35 掲示は原則として 7 日以内とし、その期間の経過したものは責任者に於いて速やかに撤去しなければならない。
- 36 立看板による掲示は、原則として全学生を対象とするものに限る。その掲示にあたっては、次の条項に従わなければならない。
 - (1) 立看板は大学備えつけのものをしようするものとし、その個数は五個以内とする。
 - (2) 立看板は他の団体に転貸してはならない。
 - (3) 掲示責任者は、期限後ただちに立看板を大学に返還しなければならない。
- 37 印刷物の発行および配布、旛旗、垂幕、その他の広告類並びに物品の販売等については、掲示の場合に準じてその手続きをとらなければならない。
- 38 以上の規程以外の学生の課外活動については、学生部長が必要と認めたときは、この規程を準用する。27 項の集会については暫定措置として許可制から届出制となっているが、少なくとも 2 日以前に、所定の用紙によって学生部長に届けなければならない。なお、集会には次

の事項が遵守されること。

- ①明確な目的を有すること。
- ②秩序正しく行うこと。
- ③時間・場所等を守ること。
- ④授業に支障をきたさないこと。